

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
..... (道路課) 10

告 示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... (技術普及課) 10
○特定調達契約に係る入札の公告..... (技術普及課) 11
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 12
○都市計画事業の認可..... (都市環境課) 14

道監査委員告示

- 地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関
する事項..... 14

道監査委員公表

- 監査公表第5号..... 14
○監査公表第6号..... 15
○監査公表第7号..... 15

道警察方面本部告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 15

規 則

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成29年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第11号）の
一部を次のように改正する。

別表の案内標識の表中「（117の2－A）」を「（117の3－A）」に、「（118の3－
A）」を「（118の4－A）」に、「（118の3－B）」を「（118の4－B）」に、「（118
の4－A）」を「（118の5－A）」に、「（118の4－B）」を「（118の5－B）」に改
め、別表の備考1の事項第1号ウ並びに第2号イ及びキ(ア)中「（118の4－A・B）」を
「（118の5－A・B）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第319号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入
札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す
る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物
品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、
(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成29年5月12日に一般競争入札の公告を行う予定である
D－D剤に係る単価契約

(2) 資 格 D－D剤の単価契約に係る資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 D－D剤

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 劇物の販売業の登録を受けた者であること。
(2) 道が指定する日時に指定数量の搬入が可能であること。
(3) 天候不順でかん注作業を中止した場合は、回収し一時保管できること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年5月12日（金）から同月22日

(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時30分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gif/index.htm>)においてダウンロードできる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)、4の(1)及び5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道農政部生産振興局技術普及課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5379

北海道告示第320号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 D-D剤 20L/缶

イ 調達予定数量 11,000缶

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年5月25日から同年10月15日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道告示第319号に規定するD-D剤の単価契約に係る資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局技術普及課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局技術普及課(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局技術普及課)

(2) 入 札 日 時 平成29年5月23日(火)午後1時30分(送付による場合は、同月22日(月)午後5時30分までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gif/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(14)及び(15)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道農政部生産振興局技術普及課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5379

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : D-D (20L per Can) 11,000 Can

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 23, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., May 22, 2017)

C Contact : Agricultural Technologies Dissemination Division, Bureau of Production
Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government Kita 3-jo Nishi
6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5379

北海道告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大丸の川（Ⅱ－12－0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
寿都郡寿都町字歌棄町美谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川地の川（Ⅱ－12－0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
寿都郡寿都町字歌棄町美谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寿都歌棄町1（Ⅰ－1－447－984）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
寿都郡寿都町字歌棄町美谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寿都歌棄町2（Ⅰ－1－448－985）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
寿都郡寿都町字歌棄町美谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寿都歌棄町9（Ⅱ－1－203－756）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
寿都郡寿都町字歌棄町有戸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寿都歌棄町10（Ⅰ－1－452－989）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
寿都郡寿都町字歌棄町有戸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
寿都歌棄町11（Ⅰ－1－453－990）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
寿都郡寿都町字歌棄町有戸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都歌棄町12（Ⅰ－1－454－991） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字歌棄町有戸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都歌棄町13（Ⅰ－1－455－992） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字歌棄町歌棄、有戸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都歌棄町14（Ⅰ－1－456－993） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字歌棄町歌棄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寿都六条町7（Ⅰ－1－464－1001） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字六条町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 有戸支所の川（Ⅰ－12－0420） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字歌棄町有戸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ウタスツ川（Ⅰ－12－0460） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字歌棄町歌棄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山十の川（Ⅰ－12－0530） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字大磯町、矢追町、新栄町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 コタンポの川（Ⅱ－12－0410） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字歌棄町有戸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 加藤沢川（Ⅱ－12－0440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
--	--

寿都郡寿都町字歌棄町有戸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寺の川（Ⅱ－12－0450） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 寿都郡寿都町字歌棄町歌棄（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 余市港町（Ⅰ－1－282－819） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町港町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 尻馬川（Ⅰ－13－0211） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 余市郡余市町港町、富沢町12～14丁目、梅川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第323号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。	平成29年5月12日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 札幌市 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・41号東北通） 3 事業施行期間 平成29年5月12日から平成33年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 札幌市白石区東札幌1条6丁目及び豊平区美園1条6丁目地内 道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第3号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成29年5月12日 北海道監査委員 内 海 英 徳 北海道監査委員 小 林 郁 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子 道 監 査 委 員 公 表 監査公表第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成28年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果（第1回）を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成29年5月12日 北海道監査委員 内 海 英 徳 北海道監査委員 小 林 郁 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子

監査公表第6号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成27年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成29年5月12日 北海道監査委員 内海英徳 北海道監査委員 小林郁子 北海道監査委員 東陽一 北海道監査委員 紺谷ゆみ子 監査公表第7号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成29年5月12日 北海道監査委員 内海英徳 北海道監査委員 小林郁子 北海道監査委員 東陽一 北海道監査委員 紺谷ゆみ子	(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成29年5月12日（金）から同月31日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察函館方面本部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部4階小会議室（送付による場合は、郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課） (2) 入札日時 平成29年6月23日（金）午後3時（送付による場合は、同月
--	---

22日（木）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察函館方面本部のホームページ（<http://www.hakodatehonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/kaikei/keiyaku.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察函館方面本部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 040-8511 函館市五稜郭町15番5号

(3) 電 話 番 号 0138-31-0110 内線 2232

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Control Equipment of Hokkaido Hakodate Area Police Headquarters Traffic Control Center : 1 set

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., June 23, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 22, 2017)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Hakodate Area Police Headquarters, 15-5, Goryoukakuchou, Hakodate, Hokkaido 040-8511 Japan

Phone : 0138-31-0110 Extension 2232